

◎新潟県病院局告示第9号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和6年6月28日

新潟県病院事業管理者 金 井 健 一

1 委託した事務

- (1) 新潟県立吉田病院における診療費等未収金収納事務
- (2) 新潟県立加茂病院における診療費等未収金収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟県新潟市北区木崎761番地
医療法人愛広会
- (2) 新潟県長岡市深沢町2300番地
社会医療法人崇徳会

3 委託期間

- (1) 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで